

京都市告示第575号

京都市勸業館の指定管理者である株式会社京都産業振興センターから、京都市勸業館の開館延長及び休館について、京都市勸業館条例第4条第1項ただし書の規定に基づき次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成29年2月14日

京都市長 門川大作

開館延長及び休館

1 開館延長

平成29年2月17日（金）午後5時から午後8時まで

平成29年2月18日（土）午後5時から午後7時まで

2 休館

平成29年2月19日（日）

（産業観光局産業戦略部産業総務課）